

令和7年（2025年）5月26日

令和7年度インバウンド向け発信事業業務委託 公募型プロポーザルにかかる質問に対する回答

滋賀県ここ滋賀

標記の件について、令和7年度インバウンド向け発信事業業務委託公募型プロポーザル実施要領5に基づき、事業者から提出を受けた質問票に記載のあった質問に対して次のとおり回答します。

質問1

仕様書内、実施結果の報告について。②発信による「ここ滋賀」来館者数を報告すること、とありますが、どのような手法を想定しているかご教示ください。プロモーションで認知したユーザーの来館を精緻に測るのは容易でなく、どの程度の推計が許容されるのかあわせてお示しください。

回答1

本事業は「インバウンド向けコンテンツの提案は魅力的かつ効果的か。」という着眼点で審査を行うため、発信方法（プロモーション方法）と併せて、効果測定（発信による、来館者数の計測）の手法についてもお提案ください。

推計となる場合は、その根拠等も含めご提案ください。

質問2

マーケットやレストランにおいて英語での意思疎通が可能な人はどれくらいいるか

回答2

マーケット11人中1名

レストラン12人中1名

※対象者については、英語で商品説明ができるレベル。

質問 3

観光コンシェルジュは英語での案内も可能か

回答 3

可能です。

質問 4

＜仕様書（2）実施結果の報告について＞

「発信による「ここ滋賀」来館者数を報告すること。」とあるが、これは発信から直接来館に繋がった数を報告するのか、それとも発信後の単純な総来館者数を報告するのか。また前者の場合、その数値をどのように測るのか、手法の想定はあるか。

回答 4

前者に記載されている、発信から直接来館に繋がった数をご報告ください。

また、本事業は「インバウンド向けコンテンツの提案は魅力的かつ効果的か。」という着眼点で審査を行うため、発信方法（プロモーション方法）と併せて、効果測定（発信による、来館者数の計測）の手法についてもお提案ください。

質問 5

仕様書_2 業務内容（2）実施結果の報告について

『②発信による「ここ滋賀」来館者数を報告すること。』と記載がございますが、施設側のオペレーションルールに変更を加えることは可能でしょうか。

Ex. 情報発信の際にクーポン等を付随し、来館者からクーポン等を収集することにより施設側でカウントする等

回答 5

基本的には店舗スタッフへの過度な負担がかかるものは不可とします。ただし、例に示されているような軽易なオペレーションルールの変更の検討は可能です。なお、オペレーションルールの変更の内容についても審査の対象とします。

以上